

基発0518第1号
平成22年5月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係通達の整備について

労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号）の施行については、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成21年5月29日付け基発第0529001号）により通達したところであるが、同法の施行等に伴い、関係通達の整備を行うこととしたので、了知の上、取扱いに万全を期されたい。

記

- 1 昭和23年7月31日付け基収第2675号の改正
昭和23年7月31日付け基収第2675号中「法第三十九条第五項」を「法第三十九条第六項」に改める。
- 2 昭和27年9月20日付け基発第675号「労働基準法の一部を改正する法律等の施行について」の改正
昭和27年9月20日付け基発第675号の二中「法第三十九条第六項」を「法第三十九条第七項」に改める。
- 3 昭和29年6月29日付け基発第355号の改正
昭和29年6月29日付け基発第355号の（一）中「第六号の」を「第一項第六号の」に改め、（二）中「第六号中」を「第一項第六号中」に改める。
- 4 昭和63年1月1日付け基発第1号婦発第1号「改正労働基準法の施行について」の改正
昭和63年1月1日付け基発第1号婦発第1号中「法第三十九条第四項」を「法第三十九条第五項」に改める。
- 5 昭和63年3月14日付け基発第150号婦発第47号「労働基準法関係解釈例規について」の改正
昭和63年3月14日付け基発第150号婦発第47号の第39条関係<計画的付与

と時季指定権・時季変更権の関係>中「第三十九条第四項」を「法第三十九条第五項」に改め、第112条関係<国家公務員及び地方公務員に対する労働基準法の適用関係>の表を（別添）のように改める。

6 平成11年1月29日付け基発第45号「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」の改正

平成11年1月29日付け基発第45号の記の第13の2の(2)中「法第三十九条第五項及び第六項ただし書」を「法第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書」に改める。

7 平成12年1月1日付け基発第1号「労働基準法の一部を改正する法律の施行（企画業務型裁量労働制関係）等について」の改正

平成12年1月1日付け基発第1号の記の第1の6の(1)中「・ 時間外及び休日の労働（法第三十六条第一項関係）の次に「・ 代替休暇（法第三十七条第三項関係）」を加え、「法第三十九条第五項関係」を「法第三十九条第六項関係」に、「法第三十九条第六項ただし書関係」を「法第三十九条第七項ただし書関係」に改める。

8 平成15年10月22日付け基発第1022001号「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」の改正

平成15年10月22日付け基発第1022001号の記の第4の2の(1)中「、法第十八条の二」及び「法第十八条の二及び」を削り、(2)中「並びに法第十八条の二」を削る。

9 平成20年2月20日付け基発第0220006号「労働条件通知書等の普及促進について」の一部改正について」の改正

平成20年2月20日付け基発第0220006号の（別添1）から（別添5）まで中「休暇」及び「賃金」の欄を以下のように改め、「記載要領」8中「その付与日数を記載すること。」の次に「時間単位年休は、労使協定を締結し、時間単位の年次有給休暇を付与するものであり、その制度の有無を記載すること。代替休暇は、労使協定を締結し、法定超えとなる所定時間外労働が1箇月60時間を超える場合に、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を与えるものであり、その制度の有無を記載すること。（中小事業主を除く。）」を加え、「記載要領」10中「法定超えとなる所定時間外労働については2割5分」の次に「、法定超えとなる所定時間外労働が1箇月60時間を超える場合については5割（中小事業主を除く。）」を、「法定超えとなる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割」の次に「、法定超えとなる所定時間外労働が1箇月60時間を超え、かつ、深夜労働となる場合については7割5分（中小事業主を除く。）」を加える。

休 暇	1 年次有給休暇	6 か月継続勤務した場合→ 継続勤務6 か月以内の年次有給休暇	日 (有・無)
-----	----------	------------------------------------	------------

一 国家公務員関係		職員の種類	適用の有無	職権の行使	根拠条文	備考
	一 一般職に属する職員 イ 特定独立行政法人等（特労法第二条第三号）の職員以外の職員	① 適用なし。 ② 国公法の精神に抵触せず、かつ、同法に基づき法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において準用される。ただし、労働基準監督機関の職権に関する規定は準用されない。	① 第一四条第二項及び第三項並びに第二二条第二項の規定を除き全面的に適用あり。 ② 特労法第三七条及び独立行政法人通則法第五九条で適用を排除しない国公法の規定及びこれに関連する人事院規則の規定は労基法に優先する。	労働基準監督機関	国公法附則第一六条 国公法第一時改正法附則第三条 特労法第三七条第一項第一号及び第二号	（国公法附則第一六条） （略）労働基準法（中略）並びにこれらの法律に基づいて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しない。
	ロ 特定独立行政法人等の職員				特労法第三七条第一項第一号及び第二号	（特労法第三七条第一項）次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。 一 国家公務員法（中略）附則第一六条の規定 二 国家公務員法の一部を改正する法律（国公法第一次改正法）（中略）附則第三条の規定 （特労法第二条） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

<p>ロ 国会議員</p>	<p>二 特別職に属する職員 イ 裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。）</p>
<p>① 適用なし。 ② 国会職員法で定められた事項等に矛盾しない範囲内において準用される。 ただし、労働基準監督機関の職権に関する</p>	<p>① 適用なし。 ② 一のイの②に同じ。</p>
<p>国会職員法第四五条第一項 同法同条第二項</p>	<p>裁判所職員臨時措置法第一号</p>
<p>（国会職員法第四五条第一項） （略）労働基準法（中略）並びにこれらに基づく命令は、国会職員については、これを適用しない。</p>	<p>ろによる。 一（二）（略） 三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。 四 職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。</p>

二 地方公務員関係		職員の種類		適用の有無		職権の行使		根拠条文		備考	
一	一般職に属する職員 イ 労基法別表第一第一号から第一〇号まで及び第一三号から第一五号までに掲げる事業に従事する職員			法第二条（労働条件の決定）、第一四条第二項及び第三項（有期労働契約の締結、更新及び雇止め）、第二四条第一項（通貨・直接・全額払いの原	労働基準監督機関			地公法第五八条第三項から第五項		（地公法第五八条第三項）労働基準法第二条、第一四条第二項及び第三項、第二四条第一項、第三二条の三から第三二条の五まで、第三八条の二第二項及び第	
二	右記以外の職員			労基法上の労働者である限り全面的に適用あり。	労働基準監督機関			（国公法附則第一六条及び国公法第一次改正法附則第三条参照）		（自衛隊法一〇八条） （略）労働基準法（中略）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。	
八	防衛省の職員			事項は適用されない。 適用なし。				防衛省設置法第三九条 自衛隊法一〇八条		（防衛省設置法第三九条） （略）防衛省に置かれる職員（中略）の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項（中略）は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。	

則)、第三二条の三から第三二条の五まで(フレックスタイム制)、一年単位の変形労働時間制、一週間単位の非定形的変形労働時間制)、第三八条の二第二項及び第三項(事業場外みなし労働時間制)、第三八条の三(専門業務型裁量労働制)、第三八条の四(企画業務型裁量労働制)、第三九条第六項(計画年休)、第七五条から第九三条まで(災害補償及び就業規則)並びにこれらの規定に基づく命令の規定を除き適用あり。

また、第三二条の二第一項(一箇月単位の変形労働時間制)、第三四条第二項ただし書(一斉休憩の適用除外)、第三七条第三項(代替休暇)及び第三九条第四項(時間単位年休)の適用の特例あり。

三項、第三八条の三、第三八条の四、第三九条第六項、第七五条から第九三条まで並びに第一〇二条の規定(中略)並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。ただし、労働基準法第一〇二条の規定(中略)並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号から第一〇号まで及び第一三号から第一五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七五条から第八八条まで(中略)の規定は、地方公務員災害補償法(中略)第二条第一項に規定する者以外の職員に関しては適用する。

(地公法第五八条第四項)職員に関しては、労働基準法第三二条の二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組

<p>ロ 労基法別表第一第一号及び第一二号に掲げる事業並びに官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に従事する職員</p>	<p>法第二条（労働条件の決定）、第一四条第二項及び第三項（有期労働契約の締結、更新及び雇止め）、第二四条第一項（通貨・直接・全額払いの原則）、第三二条の三から第三二条の五まで（フレックスタイム制）、一年単位の変形労働時間制、一週間単位の非定形的変形労働時間制）、第三八</p>	<p>人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）</p>	<p>地公法第五八条第三項から第五項</p>	<p>働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間を単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより」とあるのは「前三項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、」とする。</p>
<p>（地公法第五八条第五項）労働基準法（中略）の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定中第三項の規定により職員に適用して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号から第一〇号まで及び第一三号から第一五号まで</p>				

条の二第二項及び第三項（事業場外みなし労働時間制）、第三八条の三（専門業務型裁量労働制）、第三八条の四（企画業務型裁量労働制）、第三九条第六項（計画年休）、第七五条から第九三条まで（災害補償及び就業規則）並びに第一〇二条（監督官の司法警察権）並びにこれらの規定に基づく命令の規定を除き適用あり。

また、第三二条の二第二項（一箇月単位の變形労働時間制）、第三四条第二項ただし書（一斉休憩の適用除外）、第三七条第三項（代替休暇）及び第三九条第四項（時間単位年休）の適用の特例あり。

なお、義務教育諸学校等の教育職員については、第三七条が適用除外されるほか、第三三条第三項の適用の特例あり。

教職給与特例法第五条

に掲げる事業に従事する職員の場合を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）が行うものとする。

（教職給与特例法第五条）

公立の義務教育諸学校等の教育職員については、地方公務員法第五八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三二条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第一二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならぬ」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「第三二条の五まで」とあるのは「第三二条の五まで、第三七条」（中略）と読み替えて同条第三項及び第四

ハ 地方公営企業（地
公労法第三条第一号
の企業）及び特定地
方独立行政法人（地
公労法第三条第二
号）の職員

第一四条第二項及び第
三項（有期労働契約の締
結、更新及び雇止め）に
係る部分並びに第七五
条から第八八条まで（災害
補償）の規定を除き全
面的に適用あり。
ただし、地公企法第二
条第三項により、条例に
より、地公企法（第三九
条を含む。）の一部の適
用を排除し、そのため企
業職員について、地公法
第五八条の適用がなされ
る場合には、イによって
労基法が適用される。

労働基準監督機関

地公企法第三九条（本条
は地公労法第一七条の規
定によって簡易水道の事
業の職員に準用される。）
及び地方独立行政法人法
第五三条

項の規定を適用するものと
する。

- （地公労法第三条）
- 一 地方公営企業 次に掲
げる事業（これに附帯す
る事業を含む。）を行う
地方公共団体が経営する
企業をいう。
 - イ 鉄道事業
 - ロ 軌道事業
 - ハ 自動車運送事業
 - ニ 電気事業
 - ホ ガス事業
 - ヘ 水道事業
 - ト 工業用水道事業
 - チ (略)
 - 二 特定地方独立行政法人
地方独立行政法人法（平
成一五年法律第一一八
号）第二条第二項に規定
する特定地方独立行政法
人をいう。
 - 三 地方公営企業等 地方
公営企業及び特定地方独
立行政法人をいう。
 - 四 職員 地方公営企業又
は特定地方独立行政法人
に勤務する一般職に属す
る地方公務員をいう。

(地公企法第三六条)

企業職員の労働関係については、地方公営企業等の労働関係に関する法律(中略)の定めるところによる。

(地公企法第三九条第一項)

企業職員については、地方公務員法(中略)第五八条(同条第三項中労働基準法第一四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七五条から第八八条まで及び船員法第八九条から第九六条までに係る部分(地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)を除く。(中略)の規定は、適用しない。

(地公企法第二条第三項)

前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(中略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

<p>二 地公法第五七条に規定する地方公営企業等の職員以外の単 純労働者</p>	<p>第一四条第二項及び第三項（有期労働契約の締結、更新及び雇止め）に係る部分並びに法第七五条から第八八条まで（災害補償）の規定を除き全面的に適用あり。</p>	<p>労働基準監督機関</p>	<p>地公労法附則第五項</p>	<p>（地公労法附則第五項） 地方公務員法第五七条に規定する単純な労働に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し</p>	<p>る。</p>	<p>（地方独立行政法人法第五三条） 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員には適用しない。</p>	<p>一 地方公務員法（中略） 第五八条（同条第三項中労働基準法第一四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七五条から第八八条まで及び船員法第八九条から第九六条までに係る部分（地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）並びに第五八条の二の規定</p>	<p>（地方独立行政法人法第五三条） 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員には適用しない。</p>	<p>一 地方公務員法（中略） 第五八条（同条第三項中労働基準法第一四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七五条から第八八条まで及び船員法第八九条から第九六条までに係る部分（地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）並びに第五八条の二の規定</p>
--	--	-----------------	------------------	--	-----------	--	---	--	---

	<p>二 特別職に属する職員</p>
	<p>労基法上の労働者に該当する場合、全面的に適用あり。</p>
	<p>労働基準監督機関</p>
	<p>地公法第四条第二項</p>
<p>（参考） 地公企法上の管理者（同法第七条及び第八条参照）は、地公法第三条第三項第一号の三により特別職とされる。</p>	<p>特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第一七条を除く。）及び地方公営企業法第三七条から第三九条までの規定を準用する。（以下略） （地公法第四条第二項） この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。</p>